

ひとり親世帯緊急支援給付金のご案内



大学生等を持つひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

● 給付金の対象となる方

大学生等を持つひとり親等(※¹)が佐用町に住民票を置いている方で下の①～③のいずれかに該当する方 (大学生等は佐用町に住民票がなくてもOK)

- ① 現在、児童扶養手当を受給されている方
- ② 収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準の方
(過去に児童扶養手当受給者で、当時と同じ生活実態の方など)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者相当となった方

※¹ 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。

住民票基準日：令和2年6月1日

● 大学生等とは？

- 大学生（短大生や大学院生を含む） ● 専門学校生
 - 高等学校及び高等専門学校の専攻科生（3年生までを除く）
 - 進学を目的とした予備校生
- ☆家を出て一人暮らし、自宅から通学etc…は関係ありません。

● 給付額

1世帯あたり20万円（高専及び高校の専攻科は10万円）

給付には申請が必要です。（申請期限：令和2年9月30日まで）

給付金の申請手続きについて

児童扶養手当を現在受給されている方

- ▶ 給付金交付申請書（役場窓口もしくは町ホームページより）
- ▶ 児童扶養手当受給者証
- ▶ 在学証明書、学生証の写し（2020年度の在籍が確認できるもの）
- ▶ 給付金を振り込む預金通帳の写し（申請者本人名義のもの）

裏面に続きます。必ずご確認ください

給付金の申請手続きについて

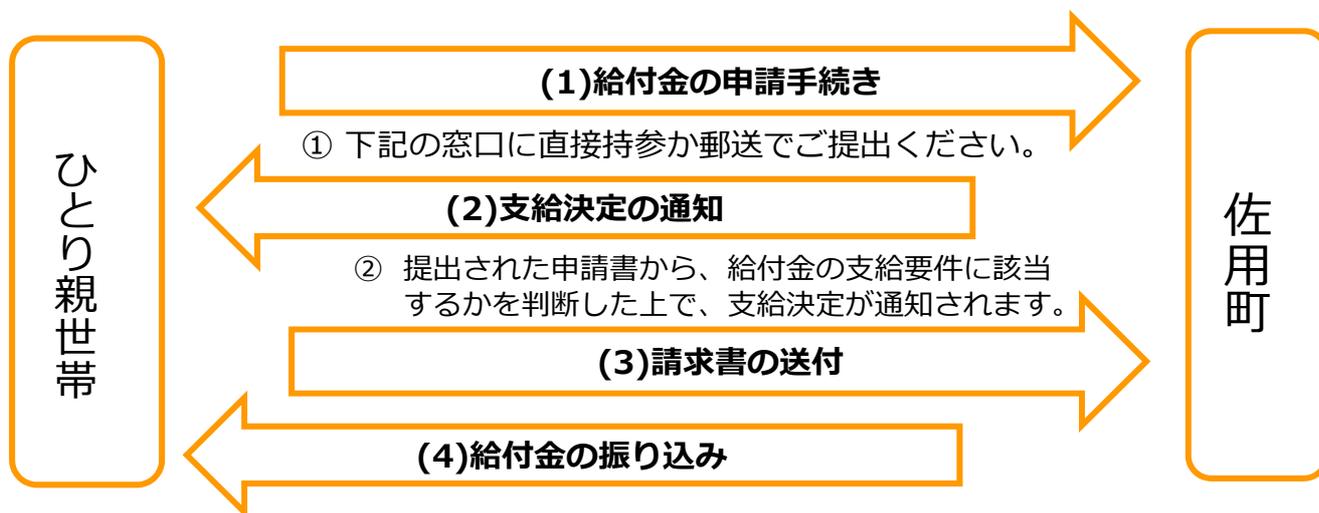
収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準の方

- ▶ 給付金交付申請書（役場窓口もしくは町ホームページより）
- ▶ 在学証明書、学生証の写し（2020年度の在籍が確認できるもの）
- ▶ 給付金を振り込む預金通帳の写し（申請者本人名義のもの）
- ▶ 戸籍謄本（郵便での請求も可能です。）
- ▶ 生計維持に関する調書（役場窓口もしくは町ホームページより）
- ▶ 申立書①（役場窓口もしくは町ホームページより）
- ▶ 年金手帳、年金証書の写し（遺族年金等を受給されている方）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（児童扶養手当の全部停止者や児童扶養手当の受給資格を持たないかた）

- ▶ 上記、「収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準の方」に必要な書類＋下記書類
- ▶ 児童扶養手当受給者証（全部停止者のかた）
- ▶ 申立書②（役場窓口もしくは町ホームページより）
- ▶ 給与明細書等収入額が分かる書類の原本（R2.3月分以降のもの）

※ 児童扶養手当受給者で全部停止者の方は戸籍謄本、申立書①の提出を省略することができます。



お問い合わせ先

「大学生等を持つひとり親世帯に対する緊急給付金」窓口
佐用町健康福祉課 電話：（0790）82-0661



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。